

# 公益財団法人あいち産業振興機構

## 国際アドバイザー制度と登録手続きについて

公益財団法人あいち産業振興機構（以下、「機構」という。）では、国際ビジネスに関して豊富な知識と経験を有する方を国際アドバイザーとして登録・活用する制度を設けています。

登録された国際アドバイザーは、機構が実施する国際ビジネス支援事業や企業等からの支援要望に、必要に応じてあたっていただきます。

### 1. 登録・活用の対象者

国際アドバイザーに申込み・登録いただけるのは、専門分野における実務経験あるいはコンサルタント経験が概ね3年以上あり、国際ビジネスに関する実務的な情報、ノウハウに精通し、次の項目について相談、講師、指導ができる個人で、原則として愛知県、岐阜県又は三重県にお住まいの、主に愛知県内で活動できる方です。

- ・貿易実務、・海外販路開拓、・外国事情、・海外進出、
- ・海外駐在員人事労務、・海外知的財産

### 2. 申込み方法

所定の登録申請書に必要事項を記入し写真を貼付の上、下記申込み先へ郵送により提出してください。

- ※ 封筒に「国際アドバイザー登録申請書在中」と記載してください。
- ※ 提出された書類は返却いたしません。

### 3. 登録の手続き及び登録期間

(1) 国際アドバイザーの登録に当たっては、書類選考及び面接により審査に合格することが必要です。

※ 審査結果についての問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

(2) 国際アドバイザーへの登録に際しては、守秘義務の遵守その他必要事項を記した「国際アドバイザー登録に関する同意書」（以下、同意書という。）を提出していただきます。

(3) 国際アドバイザーの登録の期間は、登録を行った日から3年以内とし、その終期は3月末日とします。なお、再登録を希望される方は、申出により、活動状況、健康状態等を勘案し、必要な場合は面接を実施して再登録を行います。

### 4. 登録の取消し

次のいずれかに該当する場合は、国際アドバイザーの登録を取消します。

- (1) 同意書に違反した場合
- (2) 精神又は身体に著しい障害のため、国際アドバイザーとしての能力を欠くに至った場合
- (3) 国際アドバイザー自身が、社会的信用を失墜した場合

## 5. 支援業務の内容

国際アドバイザーが行う支援は、以下のような内容となります。

### (1) 機構が実施する国際ビジネス支援事業に関する次の支援（以下、機構活用という。）

- ア 相談：個別の問題に短時間の相談に応じること
- イ 講師：機構が実施するセミナーや勉強会などで、説明・解説すること
- ウ 指導：海外販路開拓や貿易実務の実践などの指導を行うこと

### (2) 企業等からの国際ビジネスに関する要望に応じ、国際アドバイザーを当該企業等に紹介して実施する次の支援（以下、企業等紹介支援という。）

- ア 相談：個別の問題に短時間の相談に応じること
- イ 講師：企業等などのセミナーや勉強会などで、説明・解説すること
- ウ 指導：海外販路開拓や貿易実務の実践など、企業等の求めに応じた指導を行うこと

## 6. 支援の依頼・紹介方法

(1) 機構は、機構が実施する国際ビジネス支援事業の実施に際して、必要に応じて国際アドバイザーの中から適任者を選定し、支援活動を依頼します。

(2) 機構は、ホームページなどを通じて国際アドバイザーを広く紹介し、企業等から支援の要望があった場合、国際アドバイザーの中から適任者を選定し、国際アドバイザーの了解を得たうえで企業等に紹介します。国際アドバイザーは、企業等と支援内容、報酬などの調整を行い、支援を実施するものとします。なお、企業等紹介支援のうち、講師及び指導を行う場合は、必要に応じて事前に企業等と面談を行うとともに、その支援内容、実施日時、場所、報酬、守秘義務その他必要事項を記した契約書を交わすよう努めてください。

## 7. 機構と国際アドバイザーとの関係

国際アドバイザーは、必要な人材情報を機構に登録していただき、必要に応じて支援活動にあたっていただくものであり、機構と国際アドバイザーとは雇用関係にはありません。

機構は、企業等に国際アドバイザーを紹介するもので、個別の企業等紹介支援の内容、実施状況等については関与しません。また、企業等紹介支援の実施に当たり国際アドバイザー又は企業等に損害が生じた場合、その責任は負いません。

企業等紹介支援の実施に当たって企業等との間に疑義が生じた場合は、国際アドバイザーは、責任を持ってその解決に当たってください。

## 8. 報酬

機構活用に対する報酬は、別に機構が毎年定める標準報酬額とします。

企業等紹介支援に対する報酬（交通費を含む）は、支援を要望する企業等と国際アドバイザーとの調整により決定するもので、機構はいかなる経費負担も負いません。また、企業等紹介支援の引き受けに当たっては、機構が定める標準報酬額を尊重し、事前面談については原則無報酬（交通費を含む）としてください。

## 9. 実施報告書の提出

国際アドバイザーは、機構による活用又は企業等紹介支援が終結したときは、速やかに活

動の概要を記した実施報告書を機構に提出してください。

#### 10. 照会、アンケートの実施

機構は、本制度の適正で効果的な運用を図るため、必要に応じて、国際アドバイザーへの照会や利用企業等に対するアンケートなどを行います。